

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和8年7月7日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 宮崎朋子

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和8年6月10日付け上監委第101号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
○牧区総合事務所管理費 ○牧コミュニティプラザ管理運営費 牧区総合事務所管理費及び牧コミュニティプラザ管理運営費における検収事務等の不備については、過去3回（平成28年度、令和元年度、令和4年度）の定期監査においても注意事項としており、特に前回の注意では「再三の注意となることを充分認識し、総合事務所として現状の不適切な事務引継ぎ体制の改善に徹底して取り組み、同様の不備が再発することのないよう改められたい。」と強く言及したにもかかわらず、今回の監査対象であった令和6年度でも報告書の受領から10日以上経過して検収していたものや、検収日及び請求日が報告書の決裁日前となっていたものが散見され、改善がみられなかった。このことは、組織として適正な事務の履行に対する認識が不十分であり、事務執行の基本をおろそかにしていると言わざるを得ない。 ついては、総合事務所として、このような不適正な事務が漫然と繰り返されている要因を今一度精査するとともに、改善に徹底して取り組み、同様の不備が再発することのないよう改められたい。	○監査を受けての基本的対応方針 過去3回（平成28年度、令和元年度、令和4年度）の定期監査において監査委員から指摘を受けていたにも関わらず、改善が図られていなかったことを総合事務所として重く受け止め、組織として適正な事務の履行に対する意識を徹底するとともに、不適正な事務が繰り返されることのないよう事務執行の改善に徹底して取り組む。 ○改善・対応措置 ・不適正な事務が繰り返される要因は、担当する職員が事務執行の基本を理解していなかったり、思い込みによる事務を漫然と繰り返していたことによるもの。また、上席においても、決裁時において確実なチェックをおろそかにしていたことによるもの。さらに、事務引継ぎにおいても、定期監査での注意事項を確実に引き継いでいなかったことによるものであることから、班長以上を対象とする定例の事務所会議において、定期監査における指摘・注意事項の確実な改善の徹底を指示した。 【実施日：令和8年4月21日及び5月20日】 ・総合事務所の全職員に対し、監査結果を周知するとともに、一人一人が財務規則や契約・会計事務の手引き等を再確認し、基本的な事務執行を徹底するよう指示した。あわせて、監査対象以外の業務においても、同様の事例がないか確認するよう指示した。 【実施日：令和8年6月5日】 ○再発防止措置 ・組織全体として指摘事項等に対する意識を共有し、決裁時等において上席も含め複数人での確認を確実に実施するなど、チェック体制を強化することとした。 ・事務引継書に指摘事項等を必ず添付し、同様の事案が再発することがないよう、立ち会う上席も含めて確実に事務引継ぎを行うこととした。 ・実務担当者等は、財務業務等実務研修会へ積極的に参加するとともに、履修内容を事務所内で確実に共有する。 ・例年実施する委託業務の仕様書を精査し、実態等を踏まえ必要に応じて見直すこととした。 【実施日：令和8年6月5日】